

神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度） 令和8年度実施計画

施策1 動物愛護管理に関する普及啓発

① 動物愛護普及行事の実施

動物愛護週間等の行事として、市民、動物関係団体、獣医師会等と協力し、「動物フェスティバル」「動物愛護フェア」「動物愛護のつどい」等の動物愛護週間事業を開催し、県民の動物愛護精神の高揚を図るとともに、区民まつり等のイベント時に獣医師会、関係団体等と協力し、普及啓発活動を実施する。

② 適正飼養講習会等の開催

動物の飼養者や譲渡対象者等を対象に、適正飼養、しつけ方等についての各種教室、講習会の開催や、獣医師会に委託し相談を実施した。また、小学生等を対象としたいのちの教室、夏休み教室等を開催する。

③ 教育現場等での普及啓発の推進

保育所、幼稚園、小学校等において、発達の段階に応じて、命の大切さや動物を飼うことに伴う責任など、動物愛護に関する普及啓発を図る。

④ 広報媒体による普及啓発

インターネット、広報紙、リーフレット等を活用し、動物愛護管理に関する普及啓発を図る。

施策2 動物の引取り数減少への取組

① 飼い主への普及啓発等

動物の引取りを申し出る者に対して、原則として事前相談を受けるものとし、終生飼養や自ら譲渡先を探す等、飼い主への適正飼養指導を行い、普及啓発を図る。

② 新たに飼い主となる人への啓発

チラシやリーフレット、譲渡前講習会などを通じて、新たに動物の飼い主となる人に向けて、動物を適正に飼養するよう普及啓発を図る。

③ 繁殖制限措置の実施の推進

動物愛護センターから譲渡する犬や猫、飼い主のいない猫などを対象として、避妊又は去勢手術を実施し、みだりな繁殖の防止を推進する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

施策3 動物の返還・譲渡の推進

① 動物の返還の推進

動物愛護センター等に収容された犬等についてホームページに情報を公開し、また、犬の登録及び鑑札の装着など、所有明示措置を実施するよう飼い主責任の徹底について指導を実施するなど、返還を推進する。

② 動物の譲渡の推進

飼えなくなった動物の引取りや迷い犬の収容を行い、譲渡会などのイベントやSNSなどを利用した広報を利用して譲渡促進を図る。

施策4 所有明示の推進

① 犬の登録等の推進

講習会、収容犬の返還時、広報紙等への掲載により、登録を推進する。

② 所有明示の推進

マイクロチップの装着の普及啓発を行い、所有明示を推進する。

施策5 動物による危害や迷惑の防止

① 飼い主のいない猫への対策

猫の適正飼養の啓発や避妊又は去勢手術の支援等を行う。

② 飼い主への普及啓発

適正飼養講習会の実施、ホームページ等への掲載、犬の糞尿に対する啓発看板の配布などにより、動物の飼い主に対し、適正な飼養管理等について指導、普及啓発を行う。

③ 犬による危害等防止

犬については、狂犬病予防及び動物愛護管理の両面から、捕獲、抑留又は野犬等の収容により、こう傷事故等の未然防止を図るとともに、事故発生時には迅速に対応し、飼養者に対して適正な飼育方法を指導することにより事故の再発を防止する。

④ 特定動物による危害等防止

特定動物の飼養等許可及び飼養施設の監視を行い、逸走防止のための措置や特定動物の飼養又は保管に対する法令遵守を徹底させ、特定動物による危害の発生防止を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

⑤ 不適正な多頭飼育対策

犬猫の多頭飼育による不適正な飼育を防止するため、福祉部局等の関係機関と連携を強化し、飼い主に対する調査、指導等の対応を行う。

施策6 遺棄・虐待防止の取組

① 普及啓発

動物を安易に飼い始めないこと、飼養開始前に動物の習性等を理解しておくことについて、パンフレット、ホームページ等により普及啓発を図る。

② 遺棄・虐待発生時の対応

警察、市町村、自治会、動物愛護団体、獣医師、福祉部門等との連携を密にすることにより、遺

棄・虐待事例発生時には迅速に対応する。

施策7 動物取扱業の適正化

① 動物取扱業者への監視指導等

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者の登録申請、施設立入検査、苦情対応、動物取扱責任者研修等の機会を通じて、法令遵守、動物の適正な飼養管理、業務に必要な知識及び技術等に対する啓発指導を実施する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

② 動物取扱業者の知識・技術の向上

動物取扱業者の自主管理を推進するため、繁殖管理、従業員教育、記録の保管等について指導を行い、動物取扱責任者研修を開催する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

① 実験動物の適正な取扱いの推進

施設の把握に努め、各施設における自主管理状況を確認するとともに、実験動物の適正な取扱いに関する国等からの最新情報を実験動物飼養施設に周知する。（県）

② 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の適正な取扱いに関する国等からの情報を関係機関と連携し、畜産農家等に周知する。（県）

施策9 人と動物の共通感染症への取組

① 普及啓発

県民や動物取扱業者に対し、講習会、ホームページ等により人と動物の共通感染症に関する知識や対策についての普及啓発を図る。（県）

② 調査、情報収集等の実施

動物愛護センターに収容された犬や猫等の病原体検査や情報収集を実施し、感染の実態把握及び未然防止を図る。（県、横浜市、川崎市、横須賀市）

③ 発生時に備えた対応等

人と動物の共通感染症の発生が疑われる場合、関係機関が連携して調査等の対応を実施し、拡大・再発防止を図る。また、愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「死亡した愛がん鳥の鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。

施策10 災害対策

① 災害時における体制の整備

災害時動物救護活動マニュアルに基づき、県内の保健所設置市等との調整を図る。（県）

また、各市の防災計画に基づき、動物に係る災害対策を推進する。（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

② 平常時の準備

ペットに係る平常時の災害への備えについて、飼い主に普及啓発を行ったり、県・6市で災害連携検討会を開催し、発災時の連携体制について検討する。

施策11 人材育成

① 協議会等の開催

協議会等の開催により、関係者間の協働関係の構築を図る。

② 動物愛護推進員の委嘱及び研修等の実施

地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言等を行う動物愛護推進員を委嘱し、委嘱後の活動支援を実施する。

③ 関係機関等との連携

関係自治体の担当職員による各会議の開催により、情報の共有及び連携を図る。

また、研修の実施や環境省、厚生労働省等が行う研修への参加により、動物愛護管理業務担当者の資質の向上を図る。

神奈川県動物愛護管理推進計画の推進

「神奈川県・保健所設置市動物愛護管理推進会議」を開催し、計画に基づく事業の推進及び進行管理や施策の総合的な企画及び調整を実施する。（県）